

災害廃棄物処理事業の契約

東京都災害廃棄物受入処理の全体スキーム

1 概要

災害復興に向け、被災地（県） 東京都及び財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内（首都圏）に運搬し、都内自治体や民間事業者が協力して破碎・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築する。

災害廃棄物受入予定量

平成 25 年度までの 3 箇年度約 50 万トン进行予定

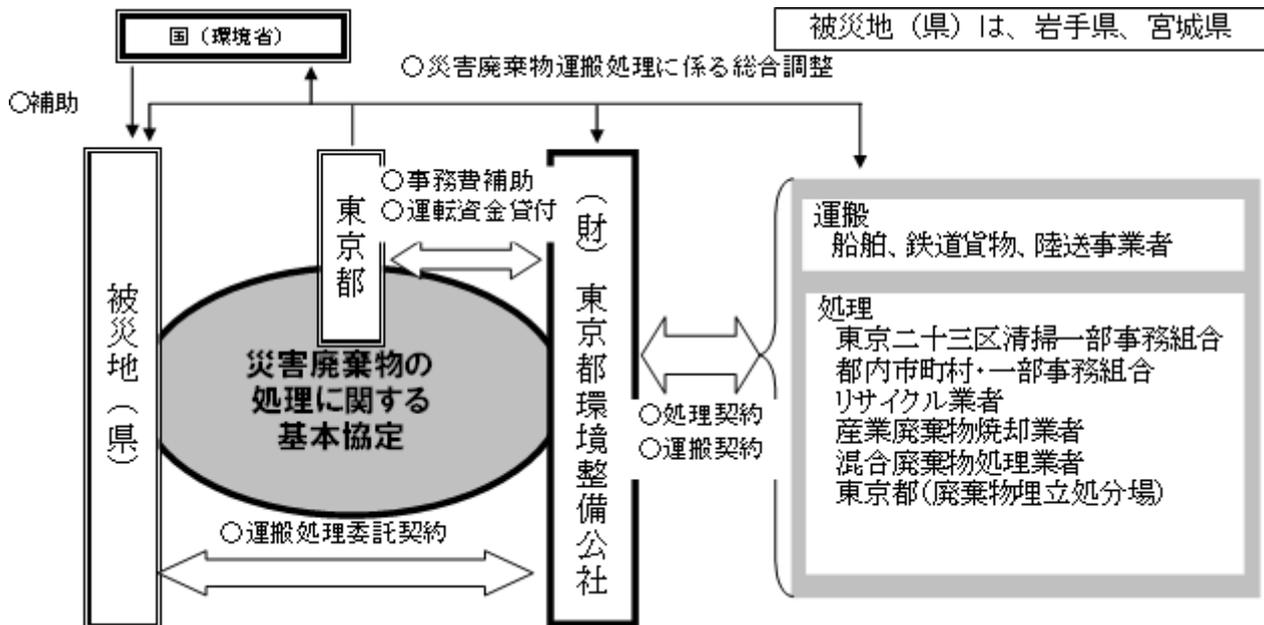
災害廃棄物の種類

可燃性廃棄物（木くず等） 廃置、混合廃棄物、焼却灰

処理方法

リサイクル、破碎、焼却、埋立

事業スキーム



（平成 23 年の公社への運転資金貸付 約 70 億円、3 年間で約 280 億円の予定）

2 事業スキームのメリット

処理自治体側（都内自治体等）

- ・ 災害廃棄物の性状や安全性の現地確認、受入基準に適した処理先を会社が調整
- ・ 国の補助金を待たず、処理費用の迅速な支払いが可能
- ・ 被災自治体への処理費用請求手続きを会社が対応

被災自治体側（岩手県及び宮城県）

- ・ 被災地から中間処理施設、最終処分場までの全ての工程を一貫して委託可能
- ・ 船舶や鉄道貨物などによる大量輸送により、迅速かつ効率的な運搬ができる。